

平成22年版

金融六法

追 錄

(平成22年5月1日現在)

資金決済に関する法律(平21.6.24法59)	2
資金決済に関する法律施行令(平22.3.1政令19)	21
前払式支払手段に関する内閣府令(平22.3.1内閣令3)	33
資金移動業者に関する内閣府令(平22.3.1内閣令4)	44
資金清算機関に関する内閣府令(平22.3.1内閣令5)	52
認定資金決済事業者協会に関する内閣府令(平22.3.1内閣令6)	55
資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令 (平22.3.1内閣令8)	56

十 第九十五条の規定による当該職員の質問に対し「答弁を拒まず、若くは虚偽の答弁を」又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若くは忌避した者は

五百十一条 第五十九条、第八十一条又は第五十九条第一項の規定による命令に違反した者

による命令に違反した者は、百円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号にいずれか該当する者は、三十円以下の罰金に科する。

第一項第一項若しくは第四十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二項第一項若しくは第三項の規定による表示若くは情報の提供をせず、又は虚偽の表示若しくは虚偽の提供をした者

第三項の規定による命令に違反した者

第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

金刑を科する。

第一百五条 第二号を除く。三十億円以下の罰金

一百六十条 第七号を除く。一億円以下の罰金

第一百六条 第一項の規定による罰金

第一百七条 第一項の規定による罰金及び第十号を除く。一億円以下の罰金

第一百八条 第二号を除く。五百円以下の罰金

第一百九条 第二号を除く。五百円以下の罰金

第一百十条 第二項の規定による罰金

第一百一十条 第二項の規定による罰金

第一百二十条 第二項の規定による罰金

第一百三十条 第二項の規定による罰金

第一百四十条 第二項の規定による罰金

第一百五十条 第二項の規定による罰金

第一百六十条 第二項の規定による罰金

第一百七十条 第二項の規定による罰金

第一百八十条 第二項の規定による罰金

第一百九十条 第二項の規定による罰金

第一百二十一条 第二項の規定による罰金

第一百三十二条 第二項の規定による罰金

第一百四十二条 第二項の規定による罰金

第一百五十二条 第二項の規定による罰金

第一百六十二条 第二項の規定による罰金

第一百七十二条 第二項の規定による罰金

第一百八十二条 第二項の規定による罰金

第一百九十二条 第二項の規定による罰金

第二百一十二条 第二項の規定による罰金

第二百二十二条 第二項の規定による罰金

第二百三十二条 第二項の規定による罰金

第二百四十二条 第二項の規定による罰金

第二百五十二条 第二項の規定による罰金

第二百六十二条 第二項の規定による罰金

第二百七十二条 第二項の規定による罰金

刑法を科する。

第一百五条 第二号を除く。三十億円以下の罰金

一百六十条 第七号を除く。一億円以下の罰金

第一百六条 第一項の規定による罰金

第一百七条 第一項の規定による罰金及び第十号を除く。一億円以下の罰金

第一百八条 第二号を除く。五百円以下の罰金

第一百十九条 第二号を除く。五百円以下の罰金

第一百二十条 第二項の規定による罰金

第一百三十条 第二項の規定による罰金

第一百四十条 第二項の規定による罰金

第一百五十条 第二項の規定による罰金

第一百六十条 第二項の規定による罰金

第一百七十条 第二項の規定による罰金

第一百八十条 第二項の規定による罰金

第一百九十条 第二項の規定による罰金

第一百二十一条 第二項の規定による罰金

第一百三十二条 第二項の規定による罰金

第一百四十二条 第二項の規定による罰金

第一百五十二条 第二項の規定による罰金

第一百六十二条 第二項の規定による罰金

第一百七十二条 第二項の規定による罰金

第一百八十二条 第二項の規定による罰金

第二百一十二条 第二項の規定による罰金

第二百二十二条 第二項の規定による罰金

第二百三十二条 第二項の規定による罰金

第二百四十二条 第二項の規定による罰金

第二百五十二条 第二項の規定による罰金

第二百六十二条 第二項の規定による罰金

第二百七十二条 第二項の規定による罰金

第二百八十二条 第二項の規定による罰金

第二百九十二条 第二項の規定による罰金

第二百一〇条 第二項の規定による罰金

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平二・四・一）から施行する。

第二条 前払式支払手段発行者の権利と義務

第三条 内閣総理大臣が前項の規定による登録を受けた者

第四条 第五百零一条の規定による登録を受けた者

第五条 第五百零二条の規定による登録を受けた者

第六条 第五百零三条の規定による登録を受けた者

第七条 第五百零四条の規定による登録を受けた者

第八条 第五百零五条の規定による登録を受けた者

第九条 第五百零六条の規定による登録を受けた者

第十条 第五百零七条の規定による登録を受けた者

第十一条 第五百零八条の規定による登録を受けた者

第十二条 第五百零九条の規定による登録を受けた者

第十三条 第五百一〇条の規定による登録を受けた者

第十四条 第五百一一条の規定による登録を受けた者

第十五条 第五百一二条の規定による登録を受けた者

第十六条 第五百一三条の規定による登録を受けた者

第十七条 第五百一四条の規定による登録を受けた者

第十八条 第五百一五条の規定による登録を受けた者

第十九条 第五百一六条の規定による登録を受けた者

第二十条 第五百一七条の規定による登録を受けた者

第二十一条 第五百一八条の規定による登録を受けた者

第二十二条 第五百一九条の規定による登録を受けた者

第二十三条 第五百一〇条の規定による登録を受けた者

第二十四条 第五百一一一条の規定による登録を受けた者

第二十五条 第五百一二二条の規定による登録を受けた者

第二十六条 第五百一三三条の規定による登録を受けた者

第二十七条 第五百一四四条の規定による登録を受けた者

第二十八条 第五百一五五条の規定による登録を受けた者

第二十九条 第五百一六六条の規定による登録を受けた者

第三十条 第五百一七七条の規定による登録を受けた者

第三十一条 第五百一八八条の規定による登録を受けた者

第三十二条 第五百一九九条の規定による登録を受けた者

